



平成 26 年 4 月版

国民年金基金に ついてのQ&A

全国損害保険代理業国民年金基金



目 次

1. 国民年金基金とは	1 頁
2. 全国損害保険代理業国民年金基金とは	1
3. 加入するメリットは	1
4. 個人年金より有利な点は	1
5. 税の優遇の具体的なことは	2
6. 加入内容（年金）は自分で創る	2
7. 掛金を自由に変えられる	2
8. 運用利回りはどのくらい	3
9. 基金の年金でどのくらいトクする	3
10. 途中死亡は掛け捨てか	3
11. 公的な年金だから制限もあります	4
12. 掛金納付が困難になったときは	4
13. 忘れてならないことがある	4
その1 ▶国民年金保険料の納付	
その2 ▶掛金納付・給付金請求等の時効	
その3 ▶変更の届出は速やかに	
14. 加入期間はいつまでか	5
15. 年金の支払はいつからか	6
16. <u>年金の将来が不安だ、基金は大丈夫なのか</u>	6
17. 加入者や年金受給者はどのくらいいるのか	7
18. 基金の事業運営はどのようにされているのか	7
19. 年金資産の運用状況はどうか	7
20. 確定拠出年金と国民年金基金はどちらがトクか	8
21. ご加入は、お早めに！	8

1. 国民年金基金とは

- ◆ 国民年金基金は、国が法律で定めている公的な年金制度です。
- ◆ 国民年金基金は、国の国民年金の老齢年金に上乘せする制度として制定されたものです。厚生年金に比べて少額の基礎年金しか受けられない方々のため、より多くの年金が受けたいという個人の自助努力を、国が支援するということから有利な制度となっています。
- ◆ 国民年金基金は、職能型25基金、地域型47基金が設立されていますが、全ての基金が同一掛金・同一給付を行うこととされています。
- ◆ 国民年金基金は、給付確定型（現在のところ拠出も確定）の年金制度で、加入者に有利な安心できる年金制度です。

2. 全国損害保険代理業国民年金基金とは

- ◆ 全国損害保険代理業国民年金基金は、代理店の皆様の要請により、皆様の福祉の向上を目的に、日本損害保険代理業協会が設立母体となって厚生大臣（当時）の認可を受け、平成4年9月に設立された国民年金基金です。
- ◆ 基金には母体の会員でない方々やご家族・従業員の方もご加入できます。皆様の力で創りあげた基金です。お一人お一人がご自身の老後の所得保障のために、ぜひ当国民年金基金にご加入されますようお願いいたします。

3. 加入のメリットは

- ◆ ご加入のメリットは、大きく分けて次の2つです。
 - ① 老後の生活資金を計画的に確実に準備できること
老後の所得は年金でカバーされるので、安心して事業に取り組むことができます。
 - ② 税制面の特典が大きいこと
掛金が全額所得控除されるなど、税制上の大きな特典があります。
(以降の項目をご参照ください)

4. 個人年金より有利な点は

- ① 国民年金基金は、厚生労働大臣が認可した公法人であり、営利を目的とした一般企業とは異なります。従って、安い掛金（高利回り）でご加入いただけるわけです。
- ② なんとといっても税制上の優遇措置のあることです。基金は、掛金・運用・年金と、入口から出口までの3段階で、税が優遇されています。（5. をご参照ください。）
- ③ 加入者の生活状況や将来設計等にあわせて、自由にプラン変更ができるよう、柔軟な対応が可能な仕組みになっています。また、事業運営の諸経費も極めて低額であるなど、公的な年金ならではの仕組みとなっています。

5. 税の優遇の具体的なことは

① 掛金を納めるほど節税効果が高くなる

年間に納めた掛金は、その全額（年間最高 816,000 円まで）が所得から控除されるので、所得税・住民税が大幅に軽減されます。個人年金は何十万円払い込んでも、最高 5 万円（新基準では 4 万円）しか控除されません。節税効果はバツグンです。

また、その節税効果は、実は N I S A を上まります。

※無理な諸経費の控除を考えるよりは、大きな社会保険料控除で節税をお考えください。

② 掛金の運用益は非課税です

基金に加入した皆さんが納付した掛金は、基金及び国民年金基金連合会が責任をもって運用していますが、その運用収益金には税金がかかりません。つまり、運用利息は全額そっくり年金原資になっています。このように、制度全体が有利な仕組みになっているのです。

③ 受取る年金にも税の優遇措置が適用されます

年金は雑所得として課税対象になりますが、基金の年金は公的年金ですから、一定額の控除が受けられる等の措置があります。ただし、適宜、所得税法の改正等がありますので、詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

なお、遺族一時金は、非課税扱いとなっています。

6. 加入内容（年金）は自分で創る！

- ◆ 基金の年金は口数制度で、掛金負担と希望する年金額を考慮して、ご自身で創るスタイルとなっています。ですから無理なくはじめられ、将来の生活に必要な資金としての年金を、安心して確保していくことができます。
- ◆ ご加入は、1 口だけの加入から、掛金上限の月額 68,000 円まで、何口でも可能です。しかも、2 口目以降分では 7 種類の型から自由に組合せができる自由度の高い年金です。ただし、遺族保証の無い（掛け捨て）タイプもありますので、ご注意ください。

7. 掛金を自由に変えられる

- ◆ 掛金を自由に増額・減額できることも、基金の年金の大きな特徴の一つです。
- ◆ 60 歳までの長い加入期間のうちには、生活状態や、年金に対する考え方も変わって当然でしょう。それぞれの状況に応じて掛金を増減（具体的には加入口数を増減）することができます。ただし、1 口目の加入は継続して納付してください。
- ◆ 「家計の状況が厳しい」とか、「年金をもっと多く受け取りたい」など、どんな時でも柔軟に対応できる、それが国民年金基金です。

8. 運用利回りはどのくらい

- ◆ 現在加入する方にお約束している年金を支給するための運用利回りは、1.5%です。生保、かんぽの個人年金は実質1%以下、預貯金はポイント以下でしかありませんから、他の金融商品と比べるまでもありません。
- ◆ 今後も利回りの変動は有り得ますが、他の個人年金等の利回りを下回ることはまず有り得ません。なぜなら、それは日本代協が組織的に加入募集を行うこととし、少数の職員で合理的な事務を行っているため、経費負担が極端に少ないことが大きな理由の一つです。

9. 基金の年金でどのくらいトクをする

- ◆ 一般の他の金融商品とは違い、年金はご本人が長生きするほどトクする商品です。ですから、どれだけトクするかということは、最終的にはご本人次第ということになります。
- ◆ 特にA型は終身年金ですから、長生きすればするほどオトクですし、一定期間は万が一の遺族保証も備えています。毎年決まった額の年金が一生涯受けられるから安心です。
- ◆ また、毎年为社会保険料控除による所得控除の額を勘案すると、実質的な掛金額の軽減になっているとも考えられます。

10. 途中死亡は掛け捨てか

- ◆ もともと年金制度は、ご本人の老後の所得を保障するものです。特に国民年金は厚生年金と違い、「個人単位」の年金です。従って、ご本人が途中で死亡されればそれで打ち切り、というのが原則的な考え方です。
 - ◆ しかし、いくら社会保険制度は相互扶助が原則とは言っても、掛け捨てはイヤダというものも一般的な感情でしょう。そこでどの型に加入するかが重要になってきます。
- ① A型とI・II・III・IV・V型は、保証付のタイプですから、加入者の死亡が、年金を受ける前であれば掛金払込総額に応じた額、また、年金受給開始後であれば保証期間内の年金原資に応じた額が、遺族に対して一時金として支給されます。
 - ② B型は、遺族保証のないタイプです。加入者の死亡が、年金を受ける前であれば1万円の一時金が支給されますが、年金受給開始後には全く支給されません。
(注：B型は何口入っていても、1万円しか支給されませんのでご注意ください。)

11. 公的な年金だから制限もあります

私的な個人年金と違い、公的な年金制度ならではの、次のような制限があります。

これは、公的な年金として有利な条件となっていることと、老後の所得保障として年金を確実に支給するという、年金制度本来の目的を明確にしているもので、公的な年金制度の特徴であり、むしろメリットでもあると言われています。

① 自由に脱退はできません

基金を脱退するときは、60歳に達したときの他は、厚生年金に加入したときや廃業したとき、また、本体の国民年金保険料が免除されたときなど、所定の要件に該当したときのみに限られています。従って、ご自身の都合で任意に脱退はできません。

なお、「加入が任意であるのに任意脱退できないのはおかしい」とのご意見もありますが、任意脱退できない制約があるからこそ、加入を任意としているものとお考えください。

(注：国の年金は、本人の意思に拘らず強制加入となります。)

② 解約返戻金はありません

厚生年金加入や廃業などにより中途脱退した場合であっても、解約返戻金などの返戻扱いはいたしません。掛金を納めた期間に応じ、将来年金支給することとしております。

12. 掛金納付が困難になったときは

掛金の納付がどうしても困難になったとき、それでも任意の脱退はできません。そのような場合にはまず、減口して掛金の減額をご検討ください。それでもご無理な場合には、今後の掛金納付を一時停止（口座引落停止）するという取扱いをいたしております。

この取扱いを希望される場合は所定の手続きが必要ですので、お早めに基金事務局にご相談ください。

なお、掛金の納付を停止するということは、掛金未納の状態が継続することになります。従って一時停止をした方は、なるべくお早めに掛金引落の再開と、未納期間分の掛金追納をお願いいたします。追納等の詳しいことは基金事務局にお問い合わせください。

13. 忘れてならないことがある

その1. 国民年金保険料の納付

- ◆ 国民年金基金は、国の国民年金の上乗せ制度ですので、基金の加入者は国民年金保険料を納めていることが大前提になっています。基金に加入したから国民年金保険料は納めなくて良い、というものではありません。
- ◆ 基金と国民年金との関係は上下一体。国民年金というベース部分がなければ基金は成立しません。従って、基金の掛金だけ納めていても無効になってしまいます。本体の国民年金保険料もお忘れなく納付してください。

その2. 掛金納付・給付金請求等の時効

- ◆ 毎月の基金掛金を口座引落できなかつた方や、口座引落一時停止している方の未納となっている期間の掛金は、納期限より2年を経過したときは時効により納付できなくなります。
- ◆ 年金の請求及び遺族一時金の請求は、受ける権利が発生したときから5年を経過したときは、時効により受け取る権利がなくなります。
また、還付金の請求は還付の通知を受けたときから2年で時効になります。
- ◆ 時効までには十分な期間があります。時効により不利益を被ったとしても、それはご本人様の自己責任ということになります。お一人お一人が十分にご留意ください。

その3. 変更の届出は速やかに

- ◆ ご住所の変更の届出がないと、基金からのお知らせ等のご連絡が出来なくなります。また、厚生年金加入等の資格喪失（中途脱退）の届出がないと、掛金誤納となる等のトラブルが発生する原因になります。
- ◆ どんなときに何の届出が必要なのか、各種の届出事項等については、予め加入員のしおりをご覧ください、ご確認ご承知おきください。また、基金からのお知らせ等文書連絡があった場合には、必ず内容をご確認いただき、必要に応じて所定の手続きやご連絡をお願いいたします。
- ◆ 届出用紙の請求や、書類の提出に係る詳しいことは、お早めに基金事務局にご相談ご確認いただき、速やかな届出をお願いいたします。

14. 加入期間はいつまでか

- ◆ 国民年金基金の加入期間は60歳までと決められています。延長納付はできません。
- ◆ 60歳の誕生月には、当基金より期間満了のご案内をお送りしております。
- ◆ なお、掛金は、60歳の誕生月の前月分までを納付いただきます。
ただし、掛金は2ヶ月遅れで口座引落しておりますので、誕生月の翌月の1日（休日等の場合は翌営業日）の口座引落が最終となります。
- ◆ 60歳までの加入期間中に厚生年金の加入者になったり、損害保険代理業に従事しなくなったときは、その時に資格喪失（中途脱退）することになります。そのようなときには、速やかに当基金にお申出ください。

15. 年金の支払はいつからか

- ◆ 基金の年金は、65歳（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型加入の方は60歳）の誕生月に受給権（年金を受ける権利）が発生し、その翌月分からの年金が支給されることとなります。
なお、受け取る年金額は加入された時に確定済。いくら受け取れるかがハッキリしているので、安心です。
- ◆ 年金の請求方法等については、65歳の誕生月の前月末までに基金よりご案内を送付しております。
- ◆ ただし、本体の国民年金（老齢基礎年金）を繰上げて受給した場合は、基金の年金も一部繰上げて支給することとなります。老齢基礎年金の繰上げ受給が決定されましたら、速やかに基金にお申出ください。
- ◆ 年金の支払月は、次のとおりです。
 - ① 年金額が12万円（月額1万円）以上の方
年6回、偶数月（2月・4月・6月…の各月）に、2ヵ月分ずつが支払われます。
支払対象の月分は、支払月の前2ヵ月（4月支払は2月・3月分の年金）となります。
 - ② 年金額が12万円（月額1万円）未満の方
年1回の支払となり、支払月の前月までの12ヵ月分（1年分）が支払われます。
支払月は、年金決定後の直近の偶数月となります。

16. 年金の将来が不安だ、基金は大丈夫なのか

- ◆ 国民年金基金は国民年金法に基づいて設置され、国の国民年金の上乗せ制度として、国の国民年金制度と一体の仕組みが特徴の年金制度であり、厚生労働省の監督の下に事業運営がなされています。
- ◆ 掛金の運用は、基本部分は全国の国民年金基金が合同運用をしているなど、全国の国民年金基金が共同して安定した事業運営・年金資産管理を行い、国民年金基金連合会が全体管理を行っています。
従って、厚生年金基金のように一部の基金だけが問題となることは制度上有り得ません。
- ◆ 加えて、国民年金基金は厚生年金基金とは異なり、個人を単位とした制度であること、また、新しい制度であるため過去の不良債権等が無いことなど、厳しい現状にも強いことが特徴でもあります。
- ◆ 基金は、加入員の皆様の代表によりオープンな事業運営がなされております。また、人生80年超の長期ライフサイクルを見据えた制度設計に基づく、長期間の安定運用という年金資産運用の特徴を踏まえた、確実な資産運用を行うこととされています。
- ◆ 現在の社会経済情勢は非常に厳しく、全国の国民年金基金の年金資産は決算上、不足金を生じております。この現状については各基金は当然のことながら、厚生労働省及び国民年

金基金連合会もその結果を重く受け止めておりますが、前述のように基金の年金資産運用は長々期の安定的運用が基本でありますから、現在の不足額が即基金の破綻に繋がることはありません。

- ◆ 最近では年金に限らず、一部マスコミの無責任な風評が横行する場面が多々ありますが、全国で157万人超もの皆さんが加入している公的な年金制度としての国民年金基金を正しくご理解のうえ、どうぞご安心いただき、ご自身の年金ライフ確立のため、この有利な基金のご活用をお勧めいたします。

17. 加入者や年金受給者はどのくらいいるのか

平成25年度末における当基金の加入員及び年金受給者の状況は次のとおりです。

- ◆ 平成4年9月の当基金設立以来の累計加入員数は、5,635人を超えました。
- ◆ 年金受給者は1,600人超となり、「加入していて良かった」の声が年々大きく聞こえてきます。

18. 基金の事業運営はどのようにされているのか

基金の事業運営は、国民年金法、関係政省令及び諸規程等の定めるところにより、次のように行われています。

- ① 議決機関 …… 加入員から選出された代議員で構成される代議員会において、事業計画、予算・決算、資産運用その他重要事項について審議・決定をしています。
- ② 執行機関 …… 代議員から選出された理事及び学識経験理事からなる理事会において、諸事項を検討・審議しつつ事業運営の執行にあたっています。
- ③ 実施機関 …… 事務処理等、基金業務については、常務理事及び職員1名からなる基金事務局で行っています。
- ④ 監査機関 …… 毎月の経理及び業務の執行状況監査の他、年1回の総合監査が監事により実施されています。また、不定期に厚生労働省の監査が行われています。

なお、事業計画、予算・決算及び諸規約の改変については、厚生労働大臣への認可又は届出事項とされているなど、事業運営状況の確認及びチェック体制等について、適正な事業運営のための措置が講じられています。

19. 年金資産の運用状況はどうか

加入員の皆様が納付した掛金は、次のように運用されています。

- ① 1口目分の掛金相当額については、国民年金基金連合会が実施する給付確保事業に全国72の全ての基金が参加することとされ、連合会の責任において事実上の合同運用がなされています。

- ② 2口目以降分の掛金相当額についても、当基金においては、平成22年度より国民年金基金連合会が実施する共同運用事業に拠出しております。
- ③ 当基金の年金資産総額は、平成24年度決算において約105億円超となっており、皆様の年金原資として安全・確実に運用しております。
- ◆ 年金資産の運用は長期に亘りバランスのとれた運用を行っていくものであります。毎年度の運用状況に一喜一憂することなく、慎重に、確実に、今後も年金資産の運用に努力してまいります。

20. 確定拠出年金と国民年金基金はどちらがトクか

平成14年1月から確定拠出年金（個人型）が施行され、証券・保険・金融機関の各社も確定拠出年金の取扱機関となり、新たな年金マーケットに参入してきました。

確定拠出年金の特徴は、一口で言うと将来受け取ることとなる年金額が約束されていない年金制度ということになります。従って、どの運用機関の、どのような運用スタイルにするか、また、市場環境や運用実績を的確に把握し、確実に有利な年金資産の運用をどのようにしていくかについて、ご自身の判断で、ご自身が責任をもって行っていくこととなります。

これに対して国民年金基金は、月額1, 2, 3…万円の年金を受け取るために年齢等に応じた掛金を負担するのみであり、運用は基金が責任をもって行い、約束の年金をお支払することとなっています。従って、ソン(損)かトク(得)かは、ご自身の年金に関するお考えと市場の動向次第ということになってきます。

21. ご加入は、お早めに！

- ◆ 国民年金基金への加入は任意となっていることから、国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている方は、いつでも適宜お申出いただき、加入できます。
しかし、基金の掛金額は、性別及び年齢別となっており、年齢が1歳繰り上がるごとに掛金が上がります。
一方、50歳を超えると掛金額は一定額となりますが、加入が1ヵ月遅れるごとに年金額が減額していくことになり、せつかくの高利回り商品としての魅力も価値が半減してしまいます。
- ◆ ご加入は早ければ早いほど毎月の掛金負担が少額で済みますし、余裕のできた方はいつでも「もう一口」増やすことが可能であり、かつ、節税にもなるなど、公的な年金としての本来の有利さをトコトン活用できることにつながります。
- ◆ 一般的に、年金が本当に気になりだすのは50歳代になってからとも言われておりますが、「50歳から考える、備える、というのでは遅すぎる！」というのが現実でもあり、国民年金基金制度からのメッセージでもあります。
あなた様の豊かな将来のために、1日でも早いご加入をお勧めいたします。

国民年金基金について、少しはご参考になりましたでしょうか？

年金は他人ごとではありません。

あなた自身にかかわる大きな問題です。

これを機会に是非ご自身の年金についてお考えになってみてください。

ご相談・お問い合わせは

全国損害保険代理業国民年金基金

フリーダイヤル 0120-551-380

(受付時間：土・日・祝日を除く 9:00 ~ 17:00)